

## 処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

農業経営課

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	法令番号	平成25年法律第101号
手続名	農地中間管理機構の役員の解任の命令	根拠条項	第7条第2項

処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができ。           <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。</li> <li>二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。</li> <li>三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。</li> </ul> </li> </ul>
------	--

対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	目次No.	
------	-----------------------	------	-------	------	-------	-------	--